

平成30年7月

六戸町農業委員会総会議事録

期 日 平成30年7月10日

場 所 六戸町役場2階小会議室

## 六戸町農業委員会総会

- 1 場 所 六戸町役場 2階小会議室
- 2 開会日時 平成30年7月10日(火) 午後4時00分
- 3 閉会日時 平成30年7月10日(火) 午後4時45分
- 4 出席委員(14名)

1番 田 中 誠 委員	2番 齋 藤 正 委員
3番 新 山 秀 男 委員	4番 松 嶋 清 治 委員
5番 金 沢 幸 弘 委員	6番 木 村 喜 和 委員
7番 古 里 厚 子 委員	8番 小野寺 邦 男 委員
9番 久 田 伸 一 委員	10番 四 木 俊 一 委員
11番 砂 渡 精 一 委員	12番 附 田 京 子 委員
13番 沖 澤 勝 委員	15番 金 渕 盛 一 委員
- 5 欠席委員(1名)  
14番 渡 辺 耕 一 委員
- 6 会議に付した案件  
町議案  
報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
報告第13号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
報告第14号 農地の転用事実に関する照会について  
報告第15号 農用地利用配分計画の認可に係る通知について  
議案第10号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案第11号 六戸町農用地利用集積計画(案)について  
議案第12号 農地利用状況調査に伴う非農地の承認について  
  
県議案  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
- 7 会議録署名委員  
12番 附 田 京 子 委員                      13番 沖 澤 勝 委員
- 8 会議事件の説明及び職務のため出席した職員  
事務局長 高 橋 宏 典                      事務局次長 佐 藤 一 也  
事務局主査 川 村 徹 朗
- 9 書 記

事務局主査 川 村 徹 朗

【 開会 午後4時00分 】

事務局 定刻となりましたので、これより平成30年6月27日告示招集いたしました平成30年7月六戸町農業委員会総会を開催いたします。

起立願います。

よろしく願います。

着席願います。

それでは、六戸町農業委員会会議規則第6条により定足数に達しておりますので、総会が成立することを報告します。

会長より挨拶をお願いします。

会 長 挨拶（省略）

事務局 業務報告及び業務計画について、高橋局長より説明いたします。

事務局長 資料に基づき業務報告（省略）

平成30年度東北・北海道ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会に古里 厚子委員と沖沢 恵美子推進委員が参加してきましたので、代表して、7番 古里厚子委員より報告お願い致します。

7番 古里委員 平成30年7月3日（火）に福島県福島市のホテル辰巳屋にて、平成30年度東北・北海道ブロック女性農業委員・農地利用最適化推進委員研修会が開催されたので私と、沖沢推進委員と2名で出席しました。始めに、福島県地域おこしマイスター 有限会社オールドアウルス 代表取締役 呑田 理美子氏より「ペンション経営から見た農村への誘客」と題して講演がありました。次に、株式会社陽と人 代表取締役 小林 味愛氏より「地域資源の価値化による地域活性化」と題して講演がありました。同じ女性で、地域の活性化の為に活躍している方のお話を聞いて、農業委員としての活動でも女性が今後活躍していくことが重要になってくると感じました。次に、一般社団法人全国農業会議所 新聞業務部長 大出 丈夫氏より「女性農業委員・農地利用最適化推進委員による情報提供活動の強化について」研修がありました。終了後、沖沢推進委員は情報交換会にも参加し交流を深めてきました。

事務局 六戸町農業委員会会議規則第8条により会長が総会の議長となり議事を整理することと  
なっておりますので、よろしくお願ひします。

議長 出席委員は定数に達していますので、総会は成立いたしました。  
只今より、平成30年6月27日告示招集されました平成30年7月六戸町農業委員会  
総会を開会いたします。  
本日の欠席委員は、14番 渡辺 耕一 委員です。

議長 これより本日の会議を開きます。  
次に、議事録署名委員の指名を行います。  
お諮りします。  
議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認め、議長より指名いたします。  
12番 附田 京子 委員、13番 沖澤 勝 委員を指名します。  
参与には佐藤事務局次長以下各職員、書記には川村主査を任命します。

次に、会期の決定を行います。お諮りします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思  
います。これにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議長 ご異議なしと認め総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。  
六戸町農業委員会会議規則第11条（法律第24条）の確認については、報告第13号  
で、9番 久田 伸一委員が該当しますので、9番 久田 伸一委員は発言権がござい  
ません。議案第10号で、私が該当しますので、議案審議前に退席することになります  
。議案第11号で、9番 久田 伸一委員が該当しますので、議案審議前に退席するこ  
とになります。

なお、議案第10号については田中職務代理が議長として会議の進行を行います。

それでは、町案件の審議に入ります。  
報告第12号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第12号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」ご説明い

たします。

農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告するものであります。

(説明省略)

議長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議長 意見がないようですから、報告第12号を報告済みといたします。

次に報告第13号について事務局から報告をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第13号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」ご説明いたします。

農地法施行規則第68条第1項の規定により別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。

議長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議長 意見がないようですから、報告第13号を報告済みといたします。

次に報告第14号について事務局から報告をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第14号「農地の転用事実に関する照会について」ご説明いたします。

青森地方法務局十和田支局から別紙土地の転用事実に関する照会があったので、現地調査の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告するものであります。

(説明省略)

議長 報告についてご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議長 意見がないようですから、報告第14号を報告済みといたします。

次に報告第15号について事務局から報告をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 報告第15号「農用地利用配分計画の認可に係る通知について」ご説明いたします。  
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定により、農用地利用配分計画の認可に係る通知を受けたので報告するものであります。  
(説明省略)

議長 報告について、ご意見ございませんか。

～なしの声あり～

議長 意見がないようですから、報告第15号を報告済みといたします。

次に、議案第10号を上程する前に、私が会議規則第11号に抵触しますので、退席し、職務代理が議長を務めます。  
(金淵会長退室)

職務代理 議案第10号については、私が議長を務めますので宜しくお願いします。  
それでは、議案第10号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第10号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」ご説明いたします。  
農地法施行令第3条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。  
(説明省略)

職務代理 事務局から説明が終わりました。  
それでは、委員の皆さまが現地確認をしておりますので、その結果について代表の委員より報告をお願いします。

11番 現地調査は、事務局1名・委員3名で行いました。  
砂渡委員 その中で、問題となるような土地はございませんでした。  
以上報告致します。

職務代理 事務局及び代表委員による説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

～なしの声あり～

職務代理 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
これより議案第10号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

職務代理 ご異議なしと認めます。  
よって議案第10号は承認することに決定いたしました。

議案第10号の審議が終了しましたので、金淵会長の入室を求めます。  
(金淵会長入室)

議長 次に、議案第11号を上程する前に、9番 久田 伸一委員が会議規則第11号に抵触  
しますので、退席します。  
(久田委員退室)

議案第11号を上程いたします。  
事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第11号「六戸町農用地利用集積計画(案)について」ご説明いたします。  
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、六戸町農用地利用集積計画  
(案)を別紙のとおり作成したもので、六戸町長に対して農用地利用集積計画を定めるよ  
う要請することの承認を求めるものであります。  
(説明省略)

議長 事務局の説明が終わりましたので質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

～なしの声あり～

議長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり要請することにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は要請することに決定いたしました。

議案第11号の審議が終了しましたので、9番 久田 伸一委員の入室を求めます。

(久田委員入室)

議 長 次に、議案第12号を上程いたします。

事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長 議案第12号「農地利用状況調査に伴う非農地の承認について」ご説明いたします。

農地法第30条第1項の規定に基づく農地利用状況調査において荒廃農地と判断された土地について、非農地の承認を求めるものであります。

(説明省略)

議 長 事務局からの説明が終わりました。

事務局の説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

5番 番号5、6番の方ですが、もう農地として再生して耕作する気はないということ  
金沢委員 でしょうか。

次 長 はい、もう耕作する気はないとのこと。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。

それでは議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。



～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。  
よって議案第12号は承認することに決定いたしました。

つづいて、県議案第4号を上程いたします。  
事務局から提案理由の説明をいたします。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 県議案第4号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」  
ご説明いたします。  
農地法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、  
県知事に送付するため意見を求めるものであります。  
(説明省略)

議 長 事務局から説明が終わりました。

事務局からの説明が終わりましたので、質疑を受けます。  
質疑ありませんか。

3番 新山委員 案件2件とも個人住宅の建築ということですが、金額にかなり差がありますが、  
どういふことでしょうか。

川村主査 土地について、贈与で取得と売買で取得の違いがありますので、そこで金額に差は  
出てきています。

議 長 他にありませんか。

～なしの声あり～

議 長 質疑がないようですから、質疑を終結してよろしいですか。  
これより県議案第4号を採決いたします。  
お諮りいたします。  
本案は、原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

～なしの声あり～

議 長 ご異議なしと認めます。

よって県議案第4号は許可相当とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、六戸町農業委員会7月総会を閉会いたします。  
お疲れ様でした。

【 閉会 午後4時45分 】